

令和4年3月18日
総務文教委員会資料
財務部

目次

【報告案件】

- 1 契約制度の更なる適正化に向けた取組について …… 1頁
- 2 富山市市税条例の一部改正(案)について(専決処分予定)
…… 2頁
- 3 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び
不均一課税に関する条例の一部改正(案)について(専決処分予定)
…… 3頁

1 契約制度の更なる適正化に向けた取組について

[契 約 課]

1 取組の内容

(1) 法令遵守の徹底

- ア 地方公務員法のサービスの根本基準の徹底
- イ 官製談合防止の手引きの作成と活用
- ウ 公正取引委員会による研修の実施

(2) プロポーザル方式の事務手続きの見直し

- ア 評価項目、評価基準、配点及び受託候補者選定方法の事前公表の徹底
- イ 選考委員会の透明性の向上
 - ・外部委員は必置とし、その数は事業内容に応じて決定。
 - ・選考委員名簿の事前公表
- ウ 発注見通しの公表（四半期ごと）
- エ 事業の所管課と契約課の事務分担の見直し
客観性、公正性を確保し、適正な事業者選定を行うため、これまで、所管課が担っていたプロポーザルに係る事務手続きのうち、公募や質疑回答等の事務を契約課が担う。

(3) 監視機能の強化

入札監視委員会による監視機能の強化（審査対象と審査回数の拡大）

	現状	見直し後
対 象	建設工事	建設工事、建設コンサルタント業務、業務委託、物品購入、賃貸借
回 数	年2回	年4回

(4) 契約情報の積極的な公表

特命随意契約の公表対象の拡大

	現状	見直し後
対 象	予定価格が、130万円超の建設工事	予定価格が、130万円超の建設工事、50万円超の建設コンサルタント業務を含む業務委託、80万円超の物品購入、40万円超の賃貸借

2 施行期日

令和4年4月1日

ただし、入札監視委員会の審査対象の拡大については、「富山市附属機関設置条例」の一部改正後に実施。

2 富山市市税条例の一部改正（案）について（専決処分予定）

〔納税課〕

1 改正の理由

地方税法の一部改正が見込まれるため。

2 改正の内容

(1) 固定資産税・都市計画税の改正

土地に係る負担調整措置の特例として、令和4年度に限り、負担水準(※)が60%未満の商業地等の課税標準額を、令和3年度課税標準額に令和4年度評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額とする。

$$\text{※ 負担水準(\%)} = \frac{\text{令和3年度の課税標準額}}{\text{令和4年度の評価額}}$$

(条例附則第24条、第44条)

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年4月1日

3 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正（案）について（専決処分予定）

[資産税課]

1 改正の理由

「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の改正が見込まれるため。

2 改正の内容

地域再生法に規定する地方活力向上地域において、県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に従って施設整備を行う事業者が取得した一定の要件を満たす固定資産について、3年度分課税免除又は税率を軽減する不均一課税を行っている。

本改正により、整備計画の認定期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に、固定資産の取得期間を2年以内から3年以内にそれぞれ延長するもの。

3 施行期日

令和4年4月1日

<参考>

[条例に定める対象固定資産及び税率]

(1) 対象固定資産

- ・事務所・研究所・研修所等の家屋、構築物・機械装置等の償却資産
- ・当該家屋又は構築物等の敷地である土地

(2) 税率等

①移転型（東京23区からの本社機能の移転）

課税免除

②拡充型（本市企業の本社機能等の強化）

不均一課税

	初年度	第2年度	第3年度
税率1.4%に乗じる率	1/10	1/3	2/3
税率	0.14%	0.467%	0.933%

※ 課税免除に伴う減収分については、交付税による補填措置の対象となる。